

富津市第二種運転免許取得支援制度について

市内の公共交通網の維持発展を図るため、市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わる者の第二種運転免許の取得に要する費用を負担する市内の一般旅客自動車運送事業者に対し、補助金を交付する『富津市第二種運転免許取得支援補助金交付要綱』を制定し、令和6年4月1日から施行した。

1 制度概要について

(1) 支給対象者（①、②をすべて満たす者）

①市内に事務所又は営業所を有するバス・タクシー事業者

※対象見込みとされる事業者は、令和6年3月時点で5社

②補助金を申請する年度内に第二種免許を取得し、又は取得することを予定している従事者に対し、その取得に係る教習費用を負担する事業者

※申請対象は、令和6年4月1日以降に第二種運転免許を取得する者となる。

(2) 補助対象経費及び補助金の額

第二種免許の種類	補助対象経費及び補助金の額	補助金の上限額
普通第二種免許	事業者が補助対象従事者の運転免許取得に要する教習費用について負担した額に2分の1を乗じて得た額。	15万円
中型第二種免許		20万円
大型第二種免許		25万円

(3) 申請受付期間（令和6年度）

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

※教習所の見積書等を添付する。

(4) 実績報告期限（令和6年度）

令和7年3月31日（月）まで

※取得した免許の写し等を添付する。

2 制度の活用における留意事項

(1) 補助金の返還

本補助金の趣旨の達成のため、補助対象従事者が交付確定の日から3年を経過するまでの間に補助対象従事者を雇用しなくなったときは、速やかにその旨を市長に報告

し、補助金を返還するものとする。

ただし、補助対象従事者を雇用しなくなったことについて市長が特別な理由があると認めるときは、補助金の返還を要しないものとする。

(2) 補助金交付対象者の責務

本補助金の趣旨の達成のため、補助対象従事者が交付確定の日から3年を経過するまでの間、市内を運行する路線バス及びタクシーの運転業務に携わるよう努める必要がある。

具体的には、バス事業者であれば、「富津市内の路線バスの運行をメインとする。」タクシー事業者であれば、「富津市内の鉄道駅周辺をメインの運行エリアとする。」などの対応を要する。

(3) 調査等に関する対応義務

本補助金の趣旨の達成のため、必要に応じて、補助事業者から報告や資料の提出を依頼する場合がある。

具体的には、本制度により免許を取得した従事者の運行エリアや勤務状況などの確認を想定している。